

高砂市指定管理者制度運用方針

2023(令和 5)年 7 月

高砂市

目次

I	指定管理者制度の概要	1
1	経緯.....	1
2	業務委託と指定管理者制度との相違.....	2
3	指定管理者制度の仕組み.....	3
II	指定管理者制度についての運用、導入方針	4
1	指定管理者が管理・運営している施設.....	5
2	直営で管理・運営している施設.....	5
3	新規に開設する施設.....	5
4	指定管理者による自主事業の促進.....	5
III	指定管理者の募集	6
1	募集に向けた基本的な流れと年間スケジュール.....	6
2	公募と非公募の決定.....	7
3	設置管理条例の制定、改正.....	7
4	募集要項、仕様書の作成.....	8
5	指定管理者の公募.....	9
(1)	公募の実施.....	9
(2)	指定期間.....	9
(3)	利用料金制の採用.....	9
(4)	申請者の資格.....	10
(5)	債務負担行為.....	10
(6)	公募説明会、施設見学会の開催.....	10
(7)	申請関係書類の受付.....	11
(8)	公募によらない場合の措置.....	12
IV	指定管理者選定委員会の設置	13
1	設置.....	13
2	審査委員.....	13
3	審査の基準.....	13
4	指定管理者選定委員会の会議の非公開.....	14
V	指定管理者の決定	15
1	候補者の決定.....	15
2	選定結果の通知、公表.....	15
3	指定の議決、指定の通知.....	15
VI	指定管理者との協定の締結	16
1	協定.....	16
2	協議事項.....	16
(1)	個人情報保護・情報公開.....	16
(2)	履行保証金.....	17
(3)	修繕料.....	17
(4)	備品.....	17
(5)	公用利用・利用料金の減免.....	18
(6)	光熱水費.....	18
(7)	施設の目的外利用等.....	18
(8)	詳細なリスク分担表.....	18
(9)	指定の取消し等.....	18
(10)	その他.....	18
VII	モニタリング	19
1	指定管理者によるモニタリング.....	19
2	市によるモニタリング.....	19
3	指定管理者運用委員会の設置.....	20
(1)	設置.....	20
(2)	実施方法.....	20
VIII	参考資料	21
	地方自治法（抜粋）.....	21
	総務省通知（抜粋）.....	22
	指定管理者制度の運用について.....	25

版数	改訂頁	改訂内容	制定／改定
		指定管理者制度導入方針の制定	H 1 7. 3
		指定管理者制度導入方針の廃止	H 2 5. 3
		指定管理者制度運用方針の制定	H 2 5. 4
1.1		指定管理者更新時の「指定管理者に係る検証リスト」作成業務追加	H 3 0. 4
1.2		令和3年度組織改正及び高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例制定に伴う改訂	R 3. 4
1.3	P5、P18	指定期間が5年を超える場合における取扱いについて追記	R 4. 2
1.4	P18	光熱水費の取扱いについて追記	R 5. 7

I 指定管理者制度の概要

1 経緯

平成15年9月の地方自治法の一部改正により、公の施設の管理委託については財団等の公的団体への管理委託制度から、民間事業者を含む団体に施設の管理を代行させることができる指定管理者制度へと転換された。

この指定管理者制度とは、「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするもの」（平成15年7月総務省通知）とされている。

本市においては、施行後3年の経過措置を踏まえ、平成17年3月に指定管理者制度導入方針を策定し、これに基づきこれまで委託により管理等を行っていた公の施設について平成18年4月より指定管理者制度を導入した。

その後、直営により管理等を行っていた公の施設についても検討を進め、指定管理者制度の導入効果が期待できる施設については、その導入を進めている。

公の施設の要件

公の施設については、地方自治法第244条第1項において普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとされており、その設置及び管理に関する事項は条例で定めなければならないとされている。

また、各施設の管理について個別法によって管理者が規定されているものもあり、指定管理者に管理を行わせることができない施設がある。

- ① 住民の「利用」に供するための施設であること。
 - ・住民の利用に供することを目的としない庁舎等は対象外
- ② 「当該普通地方公共団体の住民」の利用に供するための施設であること。
 - ・当該普通地方公共団体の区域内に住所を有する者の利用に全く供しないものは対象外
- ③ 「住民の福祉を増進する目的」をもって住民の利用に供するための施設であること。
 - ・収益事業のための施設は対象外
- ④ 普通地方公共団体が設ける「施設」であること。
 - ・物的側面を中心とした概念
- ⑤ 「普通地方公共団体」が設けるものであること。
 - ・国、その他普通地方公共団体以外の団体が設置するものは対象外

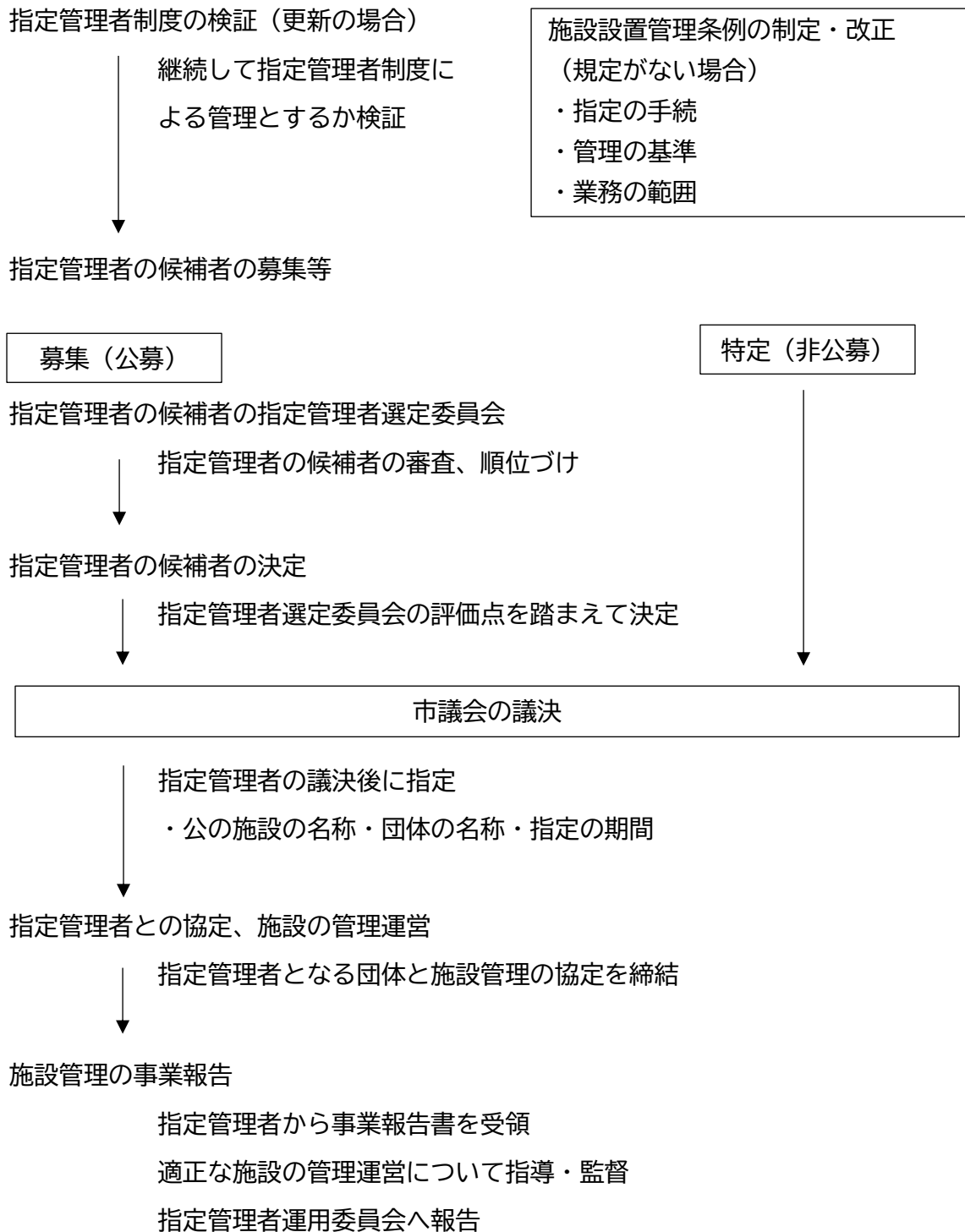
2 業務委託と指定管理者制度との相違

業務委託と指定管理者制度による公の施設の管理との違いをまとめると以下のようなになる。この制度では、指定管理者は施設管理を行う上で清掃や警備などの個々の具体的な業務を第三者に委託することはできるが、管理に係る業務を一括して第三者に再委託することはできない。

区分	業務委託	指定管理者制度
受託主体	限定なし ※議員、長についての禁止規定あり (地方自治法92条の2、142条)	法人その他の団体 ※法人格は必ずしも必要ではないが、個人は不可
法的性格	「私法上の契約関係」 契約に基づく個別の事務または業務の執行の委託	「管理代行」 指定により公の施設の管理権限を、指定を受けた者に委任するもの
公の施設の管理権限	設置者たる地方公共団体が有する。	指定管理者が有する。 ※「管理の基準」、「業務の範囲」は条例で定めることを要する。
①施設の使用許可	受託者ではない。	指定管理者が行うことができる。
②基本的な利用条件の設定	受託者ではない。	条例で定めることを要し、指定管理者はできない。
③不服申立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可	受託者ではない。	指定管理者はできない。
公の施設の設置者としての責任	地方公共団体	
利用者に損害を与えた場合	地方公共団体にも責任が生じる。	
利用料金制度	採ることができない。	採ることができる。

3 指定管理者制度の仕組み

指定管理者制度の市（施設担当課）の大まかな流れは以下のとおり。



II 指定管理者制度についての運用、導入方針

指定管理者制度は、多様化する市民サービスに対応し、民間の有する能力、ノウハウを活用しつつ、市民満足度の向上、行政コストの縮減を図るものである。

本市においても、平成18年度以降の制度の運用実績を踏まえ、制度をより効果的、効率的に機能させ、制度本来の趣旨が達成できるよう、この運用方針に基づき制度の推進を図っていくものとする。

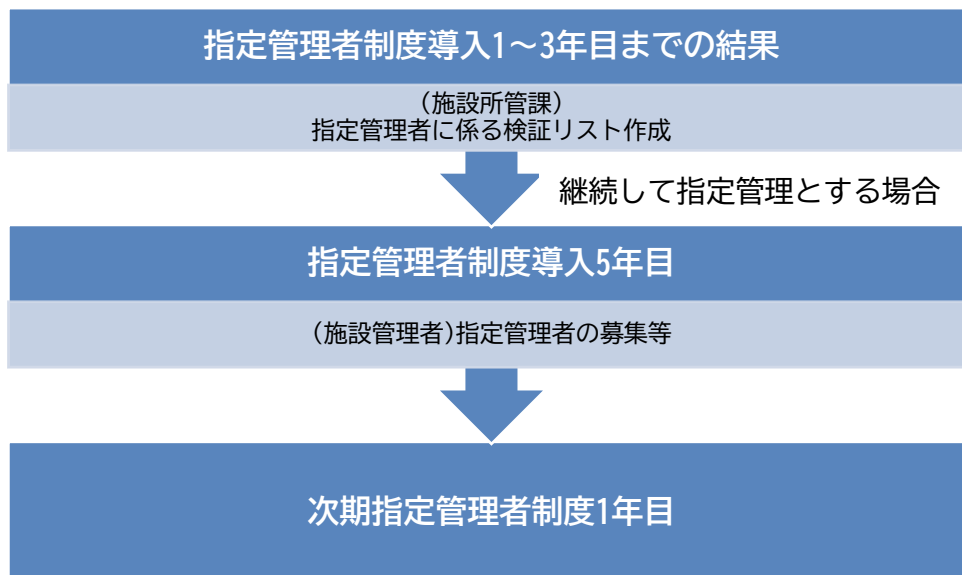
制度を導入した施設を所管する部署は、市の施設であり自部署の管轄であることを認識したうえで、指定管理者の管理・運営について監視、指導を実施していくものとする。

制度を導入していない施設を所管する部署は、その導入にあたっては、施設の設置目的を十分に勘案して、どの管理形態が市民の財産の利用、活用方策として望ましいかを検討し、制度の導入の可否を決定する。

指定管理者の候補者選定については、公正性、透明性を担保しながら手続を行うものとする。

この運用方針については、指定管理者制度による他の自治体の施設管理の動向等を注視し、施設管理のあり方について継続的な検証を行いながら、見直しを行っていく。

<更新スケジュールイメージ図（指定期間が5年間の場合）>



1 指定管理者が管理・運営している施設（追記）

既に指定管理者制度を導入し、指定期間の満了により更新時期を迎える施設については、利用者の意見や費用対効果など様々な角度から、指定管理者による管理を検証し、継続して指定管理者による管理とするか等を総合的に判断する。

指定管理者が変更となった場合は、継続性の観点から十分な引継ぎが行えるよう新旧指定管理者と協議する。

指定管理者を更新する場合は、次期指定管理者を選定する前年に「指定管理者更新に係る検証リスト」を施設所管課が作成し、制度の継続の有無を決定する。

指定期間が5年を超える場合は、指定期間の中間年を目途に「指定管理者に係る中間検証リスト」を施設所管課が作成し、指定管理者による施設の管理運営状況を検証する。

2 直営で管理・運営している施設

現在、市が直営で管理運営を行っている公の施設については、民間事業者等での施設管理運営のノウハウを導入することにより、住民ニーズへの効率的・効果的な対応が期待できる施設について、指定管理者制度導入の準備を進め、環境が整った段階に応じて移行していく。

指定管理者制度を導入しないと決定した施設であっても、繰り返し検討を行う。

3 新規に開設する施設

今後、新規に開設する施設については、企画段階において、高砂市PPP（公民連携）導入指針を踏まえて、過去の事例にとらわれることなく積極的に指定管理者制度の導入を検討し、直営の場合に比べ効果的かつ効率的に施設の設置目的を達成し、市民ニーズに対応できることが見込まれる場合は導入を進めるものとする。

また、既存施設との整合性を検討する場合においても、既存施設の市民サービス向上の牽引役となるべく、その運用形態を検討するものとする。

4 指定管理者による自主事業の促進

施設の有効利用、市民サービスの向上、地域事業者、地域団体等の活動の場の提供などを目的として、指定管理者の積極的な自主事業の提案を求めるものとする。

- ・ 目的外利用の提案
- ・ 設置管理許可制度の活用
- ・ イベント等のソフト事業の充実、簡易な施設の設置など

III 指定管理者の募集

1 募集に向けた基本的な流れと年間スケジュール

(共通)

- ① 公募、非公募の決定・・・・・・・・・・前年予算時期まで
「指定管理者に係る検証リスト」により指定管理者制度の継続及び公募・非公募の決定
- ② 設置管理条例の制定、改正・・・・・・・・・・6月議会（必要な場合）
- ③ 募集要領、仕様書等の作成・・・・・・・・・・7月

(公募の場合)

- ④ 指定管理者の募集・・・・・・・・・・8月
募集要項の公表、公募説明会及び施設見学会の開催
募集要項等に関する質問の受付・回答
- ⑤ 指定申請書類の受付・・・・・・・・・・9月中旬
- ⑥ 指定管理者選定委員会による指定管理者候補者審査・・10月上旬～10月下旬

(非公募の場合)

- ④ 指定管理者の選定検討・・・・・・・・・・8月
- ⑤ 指定申請書類の受付・・・・・・・・・・9月中旬
- ⑥ 所管部署による指定管理者候補者審査・・10月上旬～10月下旬

(共通)

- ⑦ 指定管理者候補者の決定・・・・・・・・・・10月下旬
- ⑧ 選定結果の通知・・・・・・・・・・10月下旬
- ⑨ 細目協議、仮協定の締結・・・・・・・・・・10月下旬～11月中旬
- ⑩ 指定議案の上程、議決・・・・・・・・・・12月議会
- ⑪ 債務負担行為の設定・・・・・・・・・・12月議会（必要な場合）
- ⑫ 指定管理者の指定、告示・・・・・・・・・・12月議会での議決後
- ⑬ 基本協定の締結・・・・・・・・・・指定の日
- ⑭ 管理運営の開始(年度協定の締結)・・・・・・・・4月

2 公募と非公募の決定

指定管理者の募集について、地方自治法の規定上は公募を要件としていないが、各施設設置条例では、民間事業者等が持つノウハウの活用機会を幅広く求めるうえで公の施設ごとに公募を原則として規定している。

ただし、次に掲げる場合は、非公募とすることができるものとし、施設を所管する部署は、当該事業者の選定理由について十分に説明責任を果たすように努めるものとする。（条例に公募以外の選定方法の規定のある場合に限る。）

- ア 地域に密着した公の施設で、地域の団体による管理が市民サービスの提供に有利である場合
- イ 福祉施設や保育施設のように、運営者に連続性が要求される場合
- ウ 緊急に指定管理者を指定する必要がある、公募を行う時間がない場合
- エ 公募による応募がない場合
- オ P F I 方式で整備された場合
- カ 専門的かつ高度な技術を有するものが客観的に特定される場合
- キ 市が出資している法人であって、当該法人を指定することで施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成することができることと認められる場合
- ク その他、公募を行わない合理的な理由がある場合

また、施設の目的、性格、所在に応じて、複数の施設について同一の指定管理者に管理運営を行わせることが効率的と判断される場合は、複数の施設をグループ化して管理を行わせることができるものとする。

3 設置管理条例の制定、改正

新たに指定管理者制度を導入する施設の場合は、条例において指定管理者の指定の手続、管理の基準、業務の範囲等に関する事項を規定する必要がある。

これらの条例で規定すべき事項については、その具体的な内容がそれぞれの施設において異なることから、それぞれの公の施設の設置管理条例において規定することとする。

- ・ 指定管理者の指定の手続

- 施設の運営に関する事業計画書など申請の方法や選定基準等を定めるもの

- ・ 管理の基準

- 公の施設の休館日、開館時間等の基本的条件のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど、適正な管理の観点から必要な業務運営の基本的事

項をいう。

- ・ 業務の範囲

公の施設の使用許可の取扱いや維持管理の範囲など、指定管理者が行う業務を具体的に定めたものをいう。

- ・ その他必要な事項

4 募集要項、仕様書の作成

指定管理者の募集にあたり、募集要項を作成する。募集要項の記載事項は、以下に定めるものを基本とし、施設の特性等を踏まえ、適宜、変更する。

また、管理の基準、業務に関する基本的な事項等を詳細に記載した仕様書を作成するとともに、建物図面等の提供資料の準備を行う。

(募集要項の基本記載事項)

① 公募の趣旨	公募に至った経緯（目的）、公募施設の役割と使命
② 公募の概要	公募施設の名称、指定期間、募集及び選定の方式、指定管理者選定委員会の設置、選定結果等の通知及び公表、指定管理者候補者との協議及び仮協定締結、指定管理者の指定と協定の締結、指定管理者の募集及び指定スケジュール
③ 施設及び設備の概要	公募施設の設置目的、所在地、施設規模・内容、設置年月日、施設内の設備
④ 指定管理者が行う業務の概要	公募施設の設管条例で規定している「指定管理者の業務の範囲」の各業務の概要（内訳）
⑤ 管理基準等の概要	管理の基準、業務に関する基本的な事項、本市の施策に対する努力義務 ※詳細は、「仕様書」として別途作成
⑥ 事業収支に関する事項	事業収支に関する経費、利用料金制、債務負担行為、経費の支払、指定管理料の精算、リスク分担、保証金納入又は保険への加入
⑦ 応募に関する事項	応募資格・条件、応募に関する留意事項
⑧ 募集に関する事項	応募の手続
⑨ 指定管理者候補者の選定	指定管理者候補者の選定、審査基準の公表
⑩ 協定の締結	指定管理者の指定、協定の締結
⑪ モニタリング	事業報告、モニタリングの実施と実績評価
⑫ その他	監査等、事業の継続が困難となった場合の措置、引継ぎ各種税の取扱い、自主事業の積極的な提案

5 指定管理者の公募

(1) 公募の実施

公募を行う場合については、市役所等の掲示板、その他必要な場所において、次に掲げる事項を公告するとともに、ホームページに掲載するなど、広く周知を行うこととする。また、周知期間は30日以上とする。

(公告する事項)

- ① 公の施設の概要（施設の名称、所在地、建物の概要等）
- ② 施設の利用状況、決算の状況、その他運営に関すること
- ③ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- ④ 指定の期間
- ⑤ 利用料金制の有無
- ⑥ 申請者の資格
- ⑦ 申請方法、提出期限
- ⑧ 選定の基準
- ⑨ その他必要と認める事項

(2) 指定期間

指定管理者の指定の期間については、サービスの継続性と事業運営の安定性を確保するため、5年を原則とする。

ただし、施設の特性や特段の実情など理由が明確なものに限り、別に期間を定めることができるものとする。

- (例) 設置管理許可制度の提案がある場合 10年間以内
P-PFIとして提案を求める場合 20年間以内

(3) 利用料金制の採用

利用料金制（公の施設の利用に係る料金を施設管理者が自らの収入として収受すること）は、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、市及び指定管理者の会計事務の効率化を図るものであることから、積極的に導入を図るものとする。

ただし、利用料金制を導入した場合、指定管理者が利益を優先した運営を行い、施設の設置目的が十分に達成されなくなるものがないよう、施設を所管する部署においては適切に指導・監督を行うものとする。

また、利用料金制度を導入した場合に指定管理者の経営努力によるコスト削減から生じた利益は原則として精算しないこととするが、その利益が指定管理者による管理業務の経理状況からみて、客観的に過大と認められるような場合には、住民サービス改善の

ための新たな投資、管理負担割合の見直し、指定管理料の減額などについて、指定管理者と協議を行うものとする。

(4) 申請者の資格

申請者の資格については、次に掲げる事項のほか、公の施設の性格及び事業内容によって施設ごとに定めるものとする。

- ① 団体（共同事業体等のグループを含む）であること。（法人格の有無は問わないが、法律上、個人は指定管理者になることはできない。）
- ② 団体又はその役員が次の各号のいずれかに該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しから2年を経過しない者
 - エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に抵触している者
 - オ 地方自治法第92条の2及び第142条の規定に抵触している者。ただし、公益法人、本市の出資団体及び公共的団体を除く。
 - カ 会社更生法、民事再生法に基づき更生手続又は再生手続をしている者
 - キ 国税、地方税について滞納している者
 - ク 高砂市指名停止基準の規定に抵触している者
 - ケ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者
 - コ その他必要事項

(5) 債務負担行為

指定管理者に対して指定管理料を複数年にわたって支出する場合は、原則として債務負担行為を設定する。

債務負担行為を設定する場合は、募集要項にその旨記載する。

指定管理者に対して支出する各年度の指定管理料は、指定管理者と協議を行い、債務負担行為の範囲内で年度協定において定める。また、債務負担行為は指定議案と同じ議会に提案するものとする。

(6) 公募説明会、施設見学会の開催

積極的な情報提供の一環として、原則として施設において現場説明会等を実施することとする。説明会等への出席を応募の条件とするか否かについては、当該施設の性質等を踏まえ個別に判断することとするが、周知期間が十分であったか（30日以上）も考慮し、門戸を狭めないようにする。

なお、説明会のほか、的確な事業計画の提案ができるよう施設関係図面、設備一覧などについて、閲覧に供するなどの周知に努めることとする。

(7) 申請関係書類の受付

① 申請書類等

申請については、条例に定める申請書及びその他の書類を受付するものとする。申請書類は申請者の信用情報、ノウハウ等も含まれるため、厳重に管理するものとする。

(申請書類等)

ア 指定管理者申請書

イ 誓約書

※高砂市における暴力団の排除の推進に係る誓約書(役員名簿添付)についても同時に提出

ウ 団体の概要

- ・ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ・ 登記事項証明書(法人)、代表者の身分証明書(法人以外)
- ・ 印鑑証明書
- ・ 決算書類(貸借対照表、損益計算書又はこれに類する書類)
- ・ 応募資格を証明するもの(納税証明書、資格調査に係る承諾書等)

エ 事業計画書、収支予算書

オ その他必要なもの

② 提出期間

申請書類等の提出期間は、原則として公告日の翌日から起算して30日以上を確保するものとし、申請を予定している団体が十分な検討を行えるよう配慮するものとする。

③ その他

申請書類のうち、申請者の信用情報、ノウハウ等が含まれるもの以外について公表する必要がある旨を募集要項によって周知する。ただし、議会に指定管理者の候補者として提案する団体については、ノウハウ等が含まれるものであっても事業計画書は公表するものとする。

(8) 公募によらない場合の措置

指定管理者の候補者を非公募により選定する場合においても、公募する場合の規定を準用して行う。

IV 指定管理者選定委員会の設置

1 設置

公募による公の施設の指定管理者の申請者について必要な事項を審査し、申請者を評価しその順位付けを行うため、公共施設マネジメント推進委員会の専門部会として指定管理者選定委員会を設置する。

指定管理者選定委員会は、その年の公募を行う施設の数に応じ、複数の部会を設置することができるものとする。

全体的な審査を行う必要から、原則として政策部公共施設マネジメント室が指定管理者選定委員会の事務局となり施設を所管する部署が支援するものとするが、単独施設の審査又は施設の設置目的をより厳格に審査する必要があるときは、施設を所管する部署が事務局となり政策部公共施設マネジメント室が支援することができるものとする。

指定管理者選定委員会に関する予算については、事務局を設置する部署で計上する。

2 審査委員

委員は3名以上とし、学識経験者、税理士等の有識者、施設の利用者及び市職員とする。委員は審査が終了するまでは氏名を公表しない。

3 審査の基準

指定管理者の候補者の審査については、総務省通知の項目内容を踏まえ、次の各号に掲げる審査項目及び配点について別途定めるものとする。この場合、個々の施設の性格及び事業内容を勘案した項目及び配点とする。

指定管理者選定委員会委員は、審査項目ごとに採点を行い、委員の合計評価点及び申請内容に対する意見を委員会の意見として市長等に報告する。

(標準の審査項目)

- ① 住民の平等利用の確保について
 - ・ 管理運営理念、方針
 - ・ 施設利用者への公平な利用の確保
 - ・ 利用案内、広報活動及び利用者満足度向上への取組

- ② 施設の効用を最大限に発揮、管理経費の縮減について
 - ・ 施設の特色と活かし方

- ・ 施設の適切な維持管理
 - ・ 管理経費の縮減と効率的な運営
 - ・ サービスの向上と利用増進に対する取組
 - ・ 利用料金設定と考え方
- ③ 事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力について
- ・ 団体の経営状況
 - ・ 業務を安定して行うための必要な人員配置と勤務体制
 - ・ 安定した管理を維持するための人材育成への取組と組織体制
- ④ 個人情報保護及び情報公開に対する措置について
- ・ 要望・苦情処理、環境配慮及び地域への貢献に対する取組
 - ・ 防犯、防災、その他事故防止対策と緊急時対応
- ⑤ 事業に対する熱意や意欲
- ⑥ その他必要な事項又は配慮すべき事項
- ・ 指定管理料の妥当性（上限額を設定し、掲示された指定管理料と管理・運営内容とのコストパフォーマンスを確認）
 - ・ 法人の性格（非営利団体、公益団体、地域・地元団体かどうか。）
 - ・ 市内事業者の活性化及び市民の雇用拡大への貢献
 - ・ 障がい者の雇用拡大への配慮
 - ・ 地域の活性化への貢献
 - ・ 環境への配慮

4 指定管理者選定委員会の会議の非公開

指定管理者選定委員会の会議については、率直な意見交換が損なわれる恐れがあること、また、具体的な団体の技術情報や信用情報が会議内容として扱われることから、非公開とし、個々の委員の評価点及び会議録等も公表しない。

V 指定管理者の決定

1 候補者の決定

指定管理者選定委員会委員による申請者の評価点等を勘案し、市長等が議会へ提案する指定管理者候補者を決定する。

2 選定結果の通知、公表

選定結果については、申請者に通知する。候補者とならなかった申請者については、申出によりその合計評価点を当該申請者にのみ公開することとする。

また、公表する内容については、あらかじめその旨を募集要項において明示する。

(標準の公表する内容)

- ・申請者名（申請者が2者の場合は、この限りでない。）
- ・候補者となった団体の事業内容、選定理由
- ・申請者ごとの合計評価点（候補者以外は申請者名を特定しない形で公表）

※ただし、個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなどの非公開とするものを除く。

3 指定の議決、指定の通知

指定管理者に公の施設の管理を行わせるには、条例に基づき、それぞれの公の施設について、「公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間」等の指定管理者の指定の議決を得る。

議決後、指定された団体へ指定の通知を行う。

VI 指定管理者との協定の締結

1 協定

施設の管理運営に係る経費のほか、毎年度終了後に事業実績報告書の提出を求めるとなど管理業務の実施に当たって必要な事項について協定を締結する。この協定は、指定期間全体に及ぶ事項については「基本協定」を、指定管理料の支払額のように毎年度取り決める事項がある場合については「年度協定」として締結する。

基本協定の締結日は原則として、指定の通知日と同日とする。

(基本協定書に盛り込む事項)

① 総則	目的、公共性及び事業趣旨の尊重、信義則、用語の定義、管理する施設、指定期間及び会計区分
② 業務の範囲と実施条件	管理業務の範囲、業務実施条件及び変更
③ 業務の実施	管理業務の実施、準備行為、利用促進のための広報の実施、責任者の配置、数値目標の設定及び管理、利用者満足度調査等の実施、再委託等の禁止等、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入、施設の維持修繕、緊急時の対応、個人情報保護等、情報の公開
④ 財産の管理	財産の管理
⑤ 業務実施に係る市の確認事項	年度計画書、事業報告書の作成、提出及び定例報告、業務実施状況の調査、連絡調整会議等
⑥ 指定管理料及び利用料金	指定管理料の支払、物価の変動等による事業に係る指定管理料の変更、利用料金制
⑦ 損害賠償及び不可抗力	損害賠償、履行保証金、保険
⑧ 指定期間の満了及び指定の取消し	指定管理業務の引継ぎ、原状回復義務、指定の取消し等
⑨ その他	権利譲渡の禁止、自主事業の実施、監査委員等による監査、疑義等の決定、当該事業年度における協定

2 協議事項

以下の取扱いについて、募集要項等で前もって明確にしておくとともに、指定管理者の決定にあわせて詳細な協議を行う。その場合、基本協定に規定をしない場合においても、年度協定、詳細なリスク分担表等において必要な事項を明記しておく。

(1) 個人情報保護・情報公開

指定管理者が公の施設の管理を通じて取得した個人情報について、公の施設の条例に必要な事項を定めるほか、個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者と締結する協定に規定する。指定管理者は、マニュアル等を作成し、当該施設の職員に周知・遵守

させるものとする。

指定管理者の情報公開については、高砂市情報公開条例や各設置管理条例の規定により、高砂市情報公開条例に準拠した情報公開規程等を作成するなどを協定に明記するとともに、その制度を円滑に運用するよう指導、助言等を行う。

高砂市情報公開条例第26条

(指定管理者への指導)

指定管理者を指定した実施機関は、当該指定管理者に対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう指導するものとする。

各設置管理条例指定管理者は、当該施設管理業務に関し、自ら積極的な情報公開に努めなければならない。

(2) 履行保証金

指定管理者を公募した場合において、基本協定及び年度協定の履行を確保するため、初年度の指定管理料の12分の4に相当する額を履行保証金として前納させ、又は履行保証保険等の保険に加入するものとする。

履行保証金を納入した場合は、指定期間の満了をもって指定管理者に返還するが、指定管理者の指定の取消し等を行った場合には、その全部又は一部について市に帰属するものとする。

(3) 修繕料

原則として、利用に支障をきたすために行う応急的な修繕（1件あたり見積額5

0万円未満（消費税を含む。）の小規模修繕を想定、年間の指定管理料に含む修繕費の範囲内）については指定管理者が行い、根本的な修繕又は大規模な修繕については市が行う。年間の修繕費を超える修繕が発生する見込みがある場合、また、大規模修繕を行う必要がある場合は、指定管理者は、その規模、内容等の修繕計画等を提出し市と協議する。

年間の指定管理料に含む修繕費については、施設によって修繕の必要性の大小は異なるため、施設ごとに決定する。

年間の指定管理料に含む修繕費を超えた修繕が発生した場合は、原則として指定管理料の増額を行わないが、指定管理料に含む修繕費が残った場合は、その取扱いについて施設ごとに決定しておく。

(4) 備品

備品について、建物に付属する設備、施設の設置目的に必要な備品については市の負担とする。あらかじめ備え付けられている市の備品であっても、更新、修繕は、原則として指定管理者が指定管理料の範囲で対応する。（指定管理料で購入した備品は指定期間終了後市に引き継ぐ。）

指定管理者が、自己の資金で購入した備品については、市の備品及び指定管理者の備品を明確に区分した備品台帳を整備し明確に管理を行い、指定期間終了後、指定管理者の備品については自己の責任と費用で撤去する。

高額な備品で、不足すれば利用者の活動に支障をきたす場合は、指定管理者はその負担について市と協議する。

(5) 公用利用・利用料金の減免

公用利用のルールを明確にし、公共団体・公共的団体に対する優先利用の範囲及び利用料金の減免基準をあらかじめ指定管理者と協議しておく。(減免基準は、指定管理者が決定する。)

また、施設の有効利用の観点から減免を行う団体であっても特段の理由がない場合のキャンセル料の徴収を可能とすることなどをあらかじめ決定しておく。

(6) 光熱水費

指定管理料積算時に想定されていない料金改定等があった場合や利用者の増加に伴う光熱水費の増等の指定管理者の責によらない光熱水費の取扱いについて、年間の指定管理料に含む光熱水費を超えた料金が発生した場合は、原則として指定管理料の増額は行わないが、指定管理料に含む光熱水費が残った場合は、その取扱いについて施設ごとに決定しておく。

(7) 施設の目的外利用等

施設の目的外利用等の協議事項がある場合は、募集時からその取扱いについて記載し、基本協定締結までに詳細な協議をし、年度協定やリスク分担表に記載するなど前もってその取扱方法を決定しておく。

(8) 詳細なリスク分担表

仕様書等に定めるリスク分担表から、災害など各施設に応じて、事前協議により分担を決める項目があれば、リスク分担表に加える。

(9) 指定の取消し等

指定期間が5年を超える場合は、指定管理者による指定の取り消しの申し出等に対応できるよう、別に覚書を締結する。

(10) その他

その他、各施設特有の協議事項がある場合や、想定していない対応等が必要な場合、市と指定管理者は、協議を行い、市民サービスの低下をまねかない取扱いを行う。

VII モニタリング

指定期間中の運営状況について、実績評価を実施し、指定管理者に毎年度終了後に事業報告書を提出させるほか、管理業務又は経理の状況に関し報告を求めるとともに、報告書等の確認、実地調査及び聞き取り調査を行い、必要な指示等を行う。

実績評価にあたっては、協定、事業計画書及び市が定める基準どおりに運営・管理が行われているかについて、指定管理者候補者選定の基準を基本として施設の態様に応じた適切な評価を実施するものとする。その評価結果については、公表する。

1 指定管理者によるモニタリング

指定管理者は、業務報告書の提出を行い、利用者アンケートを適宜実施するなど利用者の意見、要望等に対して適切に対応するものとする。

ア 業務報告書の提出（月報、年度報告等）

イ 利用者アンケートの実施

施設の形態や利用形態に応じ、施設を所管する部署と協議のうえ実施する。

ウ 苦情・意見等への対応

利用者から寄せられた苦情・意見等については、その対応状況とともに市に報告する。

エ その他必要な書類

2 市によるモニタリング

施設を所管する部署は、指定管理者からの報告を受け、その点検を行うとともに、必要に応じ実地調査等を実施するなど指導、助言を行う。

管理運営状況の情報共有を図るとともに、市民サービスの向上に繋がる提案を受けられるように、定期的な調整会議を行う。

また、前年度の管理運営内容等について評価等を行い、公共施設マネジメント推進委員会専門部会として設置する指定管理者運用委員会へ報告を行い、その指摘事項等について指定管理者へフィードバックする。

ア 各種報告書の点検

イ 実地調査及び聞き取り調査

ウ 評価表、チェック表、モニタリングシート等による評価

エ 定期的な調整会議の開催

オ 指定管理者運用委員会へ報告

3 指定管理者運用委員会の設置

指定管理者制度の推進及び効果的な運用について、指定管理者及び施設を所管する部署のモニタリングの状況を検証し、かつ、施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行うため、公共施設マネジメント推進委員会の専門部会として指定管理者運用委員会を設置する。

(1) 設置

指定管理者運用委員会は3人以上とし、民間の有識者の委員及び庁内委員で構成し、評価表等の書類審査を実施し、施設の管理運営状況について意見を述べるとともに、指定管理者の財務状況についても確認する。また、必要に応じて実地調査を実施するほか、指示文書を出すことができる。

(2) 実施方法

年2回（7月、2月を予定）開催する。7月は前年度の運営状況について、2月は現地調査を含め次年度の計画について、主に審議するものとする。（特に問題がない施設については、書類審査のみとすることができる。）

VIII 参考資料

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

- 第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。
- 2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会について出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。
- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。
- 4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。
- 5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。
- 6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。
- 7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。
- 8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。
- 9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。
- 10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。
- 11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

総務省通知（抜粋）

地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）

平成15年7月17日、総行第87号

各都道府県知事あて総務省自治行政局長通知

地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号。以下「改正法」という。）は、平成15年6月6日に成立し、同月13日に公布されました。

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の内部組織に関する規定を見直すとともに、公の施設の管理について指定管理者制度を導入し、その適正かつ効率的な運営を図ることを目的としたものです。

指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に改正前の地方自治法（以下「旧法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正する必要があり、その際、公の施設の管理状況全般について点検し、指定管理者制度を積極的に活用されるようお願いいたします。

記

第2 公の施設の管理に関する事項

今般の改正は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものであり、下記の点に留意の上、公の施設の適正な管理に努められたいこと。

1 指定管理者に関する事項

(1)今般の改正により導入される指定管理者制度は、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとする制度であり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれるものであること。（第244条の2第3項関係）

(2)地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができるものであるが、使用料の強制徴収（第231条の3）、不服申立てに対する決定（第244条の4）、行政財産の目的外使用許可（第238条の4第4項）等法令により地方公共団体の長のみが行うことができる権限については、これらを指定管理者に行わせることはできないものであること。（第244条の2第3項関係）

(3)指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等であること。（第244条の2第6項関係）

2 条例で規定すべき事項

- (1) 指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例で定めることとされており、その具体的な内容は以下のとおりであること。（第244条の2第4項関係）
 - ①「指定の手続」としては、申請の方法や選定基準等を定めるものであること。なお、指定の申請に当たっては、複数の申請者に事業計画書を提出させることとし、選定する際の基準としては例えば次のような事項を定めておく方法が望ましいものであること。

ア住民の平等利用が確保されること。

イ事業計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。

ウ事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していること。
 - ②「管理の基準」としては、住民が当該公の施設を利用するに当たっての基本的な条件（休館日、開館時間、使用制限の要件等）のほか、管理を通じて取得した個人に関する情報の取扱いなど当該公の施設の適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項を定めるものであること。
 - ③「業務の範囲」としては、指定管理者が行う管理の業務について、その具体的範囲を規定するものであり、使用の許可まで含めるかどうかを含め、施設の維持管理等の範囲を各施設の目的や態様等に応じて設定するものであること。
- (2)旧法第244条の2第4項及び第5項と同様、指定管理者制度においても、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができることとし、当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとしていること。（第244条の2第8項及び第9項関係）
- (3)指定管理者に支出する委託費の額等、細目的事項については、地方公共団体と指定管理者の間の協議により定めることとし、別途両者の間で協定等を締結することが適当であること。

3 適正な管理の確保等に関する事項

- (1)「事業報告書」においては、管理業務の実施状況や利用状況、料金収入の実績や管理経費等の収支状況等、指定管理者による管理の実態を把握するために必要な事項が記載されるものであること。（第244条の2第7項関係）
- (2)清掃、警備といった個々の具体的業務を指定管理者から第三者へ委託することは差し支えないが、法律の規定に基づいて指定管理者を指定することとした今回の制度の趣旨にかんがみれば、管理に係る業務を一括してさらに第三者へ委託することはできないものであること。
- (3)指定管理者が管理を通じて取得した個人情報については、その取扱いについて十分留意し、「管理の基準」として必要な事項を定めるほか、個人情報保護条例において個人情報の保護に関して必要な事項を指定管理者との間で締結する協定に盛り込むことを規定する等、必要な措置を講ずべきものであること。また、指定管理者の選

定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮されたいこと。

その際、「地方公共団体における個人情報保護対策について」（平成15年6月16日付け総行情第91号総務省政策統括官通知）の内容を十分に踏まえて対応されたいこと。

4 その他

道路法、河川法、学校教育法等個別の法律において公の施設の管理主体が限定される場合には、指定管理者制度を採ることができないものであること。

第3 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。こと。（改正法附則第1条関係）
- 2 指定管理者制度の導入に伴い、この法律の施行の際現に旧法第244条の2第3項の規定に基づき管理の委託を行っている公の施設については、この法律の施行後3年以内に当該公の施設の管理に関する条例を改正し、改正後の地方自治法第244条の2の規定による指定等を行う必要があるものであること。（改正法附則第2条関係）

指定管理者制度の運用について

平成22年12月28日、総行経第38号

各都道府県知事等あて総務省自治行政局長通知

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成15年9月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第252条の17の5に基づき助言します。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価格競争による入札とは異なるものであること。
- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする事とされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること

高砂市条例第 号

高砂市公共施設マネジメント推進委員会条例

(設置)

第1条 市の公共施設マネジメント（公共施設の最適な配置及び有効活用並びに財政負担の軽減及び平準化を図り、持続可能な行政経営を行う観点から、公共施設を総合的かつ計画的に管理し、運営し、及び活用する市の取組をいう。次条において同じ。）について必要な事項を調査審議するため、高砂市公共施設マネジメント推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、公共施設マネジメントに関する次の事項について、調査審議する。

- (1) 公共施設等総合管理計画（公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画をいう。次号において同じ。）に基づく取組の推進及び進捗管理に関すること。
- (2) 公共施設等総合管理計画の見直しに関すること。
- (3) 公共施設に係る公民連携事業に関すること。
- (4) 指定管理者制度に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項

2 委員会は、前項各号に掲げる事項に関し、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

(委員及び臨時委員)

第4条 委員及び臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、その任を解くものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 委員会の会議は、原則として公開する。ただし、高砂市情報公開条例(平成12年高砂市条例第33号)第7条各号に掲げる情報に該当する事項について会議を開く場合は、公開しないことができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員は、3人以上でなければならない。
- 4 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、当該専門部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 5 部会長は、当該専門部会の事務を掌理する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 前2条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項及び第3項中「委員及び議事に関係のある」とあるのは「当該専門部会に属する委員及び」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第11条 委員会及び専門部会の庶務は、政策部公共施設マネジメント室において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後及び委員の任期満了の日後最初に開かれる委員会及び専門部会は、委員会にあつては第6条第1項の規定にかかわらず市長が、専門部会にあつては第8条第7項において読み替えて準用する第6条第1項の規定にかかわらず委員長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年高砂市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表総合政策審議会の項の次に次のように加える。

公共施設マネジメント推進委員会	委 員	日額	9,000円
	臨時委員	日額	9,000円

参考(第8条第1項関係)

委員会の名称	担当事務
指定管理者選定委員会	地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の候補者の選定に関する業務
指定管理者運用委員会	指定管理者及び施設を所管する部署のモニタリングの状況を検証し、かつ施設の管理運営状況を確認し、必要に応じて改善に向けた指導・助言を行う業務